

金融商品取引業の廃止の公告

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和3年12月29日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、次のとおりといたします。

一、顧客取引の結了の方法

当社が取り扱う暗号資産関連店頭デリバティブ取引（暗号資産レバレッジ取引）につきまして、令和3年12月22日16時以降の残存建玉の全てを同日の清算値によって当社が強制決済いたします。

二、顧客から預託を受けた財産等の返還方法

前号の取引終了後、顧客が保有する暗号資産交換業の預け金口座に全額振替入金する方法により令和3年12月23日までに返還いたします。顧客は暗号資産交換業の預け金口座より顧客の銀行口座送金が可能です。残存した資金については資金決済法第63条の11第1項の規定に従い、利用者区分管理必要額を金銭信託しており、顧客資産は保全されております。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和3年11月24日

東京都港区虎ノ門四丁目3番9号
株式会社ビットポイントジャパン
代表取締役 小田 玄紀